

第19回北方領土問題対策協会分科会議事録

1. 日 時 : 平成22年2月16日(火) 16:00~17:10
2. 場 所 : 北方領土問題対策協会会議室
3. 出席委員 : 上野分科会長、渡邊分科会長代理、石川委員、大隈委員、大森委員
4. 議事次第 : (1) 開 会
(2) 平成21年度業務実績の評価について
(3) 前理事の退職金について
(4) 報告事項について
(5) 今後の進め方等
(6) 閉 会

○上野分科会長 それでは、ただいまより「北方領土問題対策協会分科会」の第19回会合を開催したいと思います。本日はお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございました。

内閣府独立行政法人評価委員会令第6条の定足数要件を満たしておりますので、有効に成立していることを確認いたしました。

はじめに、北対協の間瀬理事長からごあいさつをお願いしたいと思います。

○間瀬理事長 間瀬でございます。本日はお忙しい中、また大変寒い中、委員の先生におかれましては、第19回分科会に御出席をいただきまして、上野までお越しいただきまして、ありがとうございます。

昨年を振り返ってみますと、1月早々から入出国カードの問題がございましたし、7月には北方領土問題等解決促進特別措置法の成立がありました。あるいは閣僚の発言に対して大変ロシアが反発をいたしました。過剰とも言えるような反応があったと思います。また秋には政権交代もございまして、私どもの協会にとりましても、内外ともかなり忙しい年ではございましたが、お陰様で期首の計画どおり進んでおります。

あと、21年度も1か月半を残すだけとなりましたが、気を引き締めまして、しっかりと残った計画を遂行していきたいと思っているところでございます。

次に、御高承のとおり、独立行政法人の役員人事を公募制にするという政府の方針が昨年の秋に出ました。私どもの協会でも、札幌に常駐をしていただいております専務理事の公募をいたしたところでございます。そしたら、何と79名のたくさんの方の応募がございまして、厳正な審査をしていただいた結果、今日ここにも出席しております荒川研さんが、三菱商事の御出身なんですが、めでたく専務理事に選ばれました。

今日、出席しておりますので、ごあいさつをさせていただきます。よろしくお祈りいたします。

○**荒川理事** 御紹介いただきました荒川研です。専務理事ということで、札幌事務所の所長を2月1日に拝命いたしました。今日も朝、札幌からまいりました。札幌は大雪でした。明日また帰りますので、今後ともよろしく御指導のほどお願いいたします。

○**渡邊委員** 荒川さんは北海道の出身なんですか。

○**荒川理事** 東京です。

○**渡邊委員** そうですか。

○**荒川理事** 単身で行きますので、まだ全部家具も土曜日届いたという状況の中ですけれども、皆さんの御協力で頑張りますので、よろしくお祈りいたします。

○**上野理事** ありがとうございます。

それでは、本日の議題について説明させていただきます。

最初に、平成21年度事業の評価につきまして、資料1の各事業年度の業務の実績に関する評価基準（案）に従って進めていってよろしいかどうか確認したいと思います。

続きまして、これに加えて、資料2、横のものですが、総合評価表（案）、資料3も横のものですが、項目別評価表（案）を用いて評価を実施することとしてよいかどうかお諮りしたいと思っております。

総合評価表と項目別評価表についてでございますけれども、まず項目別評価表は、平成21年事業年度計画を基に作成されておりました。また、両評価表とも整理合理化計画あるいは平成20年度評価の際にいただいた北対協の分科会の意見及び総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会の意見等々を踏まえて、昨年使用したものと評価基準等に変更が加えられております。この点につきまして、事務局から変更内容等について簡単に御説明を受けた後に、我々からこれにつきまして意見を申し述べるといって形で審議したいと考えております。

次に、1月31日付けで退職されました、今お話がありました楊井専務理事の退職金に係る業績勘案率（案）について審議を行いたいと思っております。

更に事務局より、昨年7月に北対協法が改正されたことに伴います北対協の業務運営並びに財務及び会計に関する命令の改正について説明を受けたいと思っております。

また北対協より、3月16日の内閣府独立行政法人評価委員会、親委員会において意見を聴くことにしております中期計画、業務方法書、長期借入金・償還計画の変更についての説明を受けたいと思っております。

最後に事務局から、今後の予定等につきまして説明を受けて、閉会といった段取りでやっていきたいと思っております。

このような議事でもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○上野分科会長 それでは、異議なしということで、そうさせていただきます。

では早速ですが、資料1の評価基準につきまして、昨年からの変更はありませんが、これを用いて評価を行うということでよろしいでしょうか。A4縦の1枚紙でございます。

(「異議なし」と声あり)

○上野分科会長 異議なしということで、次に各評価表の確認に進みたいと思います。

資料2の総合評価表について、事務局の方から説明をお願いいたします。

○田原事務官 それでは、資料2をご覧ください。横のものでございます。

総合評価表につきましては、中期計画の各項目につきまして、先生方に評価を御記入いただくというものでございます。

総合評価表のつくりですけれども、「評価項目」という欄が左側にございまして、この評価項目の欄には、中期計画の各項目を挙げております。昨年度の様式と内容は変わりませんが、赤字の部分は項目別評価の総括の業務運営の効率化に関する事項について、評価の書きやすさを考慮しまして、3つのカテゴリーを設けております。後ほど御説明する項目別評価表にもありますように、評価項目が多岐にわたりますので、赤字で書いておりますが「一般管理費の削減、業務経費の効率化について」「契約の適正化について」「内部統制・ガバナンス強化について」の3つに分けて、それぞれについて評価を御記入いただくという形式にいたしました。

総合評価表については、以上でございます。

○上野分科会長 ありがとうございます。

それでは、今の説明に基づきまして、総合評価表はこれでよいかということをお審議したいと思います。御意見、御質問等がございましたら、お願いいたします。

大森委員、どうぞ。

○大森委員 新しく加わっているものは、今、記述されているところへこの文字が並ぶんですか。

○田原事務官 そうです。

○大森委員 要するに、左の方の「評価項目」の中ではないんですね。

○田原事務官 評価項目の中ではなくて、評価の方に、この3つについてそれぞれ必ず漏れなくお書きいただきたいという旨で書いております。

ですので、2ページ目の「法人の長等の業務運営状況」のような形で、この評価の欄にそれぞれカテゴリーが入るということです。

○大森委員 わかりました。

○上野分科会長 言わば小見出しのような形になるということですね。

○田原事務官 そうですね。小見出しのような形になります。

○上野分科会長 ほかに何か御質問ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、今年度の実績を評価するに当たりまして、この評価表を用いて行うということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○上野分科会長 それでは、続きまして、資料3の項目別評価表について、事務局から説明をお願いいたします。

○田原事務官 それでは、色の付いている資料3をご覧ください。

項目別評価表につきましては、今年度、21年度計画の各項目に沿いまして評価いただくものでございます。

一番左側が中期計画、その隣に平成21年度計画の内容、そして順に評価指標、評価基準とありまして、7月に北対協が実績及び自己評価を書く欄、そして委員の皆様には評価を記入していただく欄と並んでおります。

こちらは表をいろいろ見ていただきますと、黄色のセルであるとか、緑色になっているセルがあるんですけども、こちらの色分けの意味といたしましては、年度計画の欄で昨年度の計画から変更が生じている部分は緑色というか、グレーのセルに赤字で変更点を書いてございます。

そして黄色の部分ですけども、評価指標または評価基準について、昨年度から変更または追加がある部分を黄色のセルで、変更の部分は赤字で書いております。

それでは、評価指標または評価基準について変更を行いました点について、1ページ目から順に見てまいります。

1ページ目は、変更はございません。

2ページ目は、幾つかの評価指標の追加がございます。こちらは政策評価独立行政法人評価委員会からの指摘において、契約に係る規定類の整備状況については、参考資料2をお配りしておりますが、平成20年11月の総務省行政管理局長の事務連絡、「独立行政法人における契約の適正化について」という事務連絡を踏まえた評価を徹底するように求められております。

また、昨年11月には、独立行政法人の契約状況の点検、見直しを行う閣議決定がなされるなど、独法の契約の適正化に向けた取組みが強化されているところでございます。

このような様々な文書であるとか、通達、閣議決定などを踏まえまして、独法の契約状況について、これまで以上に、より厳格に評価をしていただきたい

という趣旨で、契約状況について細かく項目を追加した次第でございます。

上から黄色のセルですけれども、随意契約要件の明確な設定。

一般競争入札における公告期間等の適切な設定。

指名競争入札限度額の適切な設定。

一者応札の原因分析及び縮減に向けた取組。

予定価格の作成・省略に関する規定の整備。

契約方式等に関する規定の整備。

公募等に関する要領・マニュアル等の整備。

審査体制の整備状況。

執行・審査の適切な事務の執行とそのチェック状況。

審査体制の実効性確保。

合わせて10件を追加しております。

2ページ目については以上でございます、3ページ目に移っていただけますでしょうか。

こちらは年度計画の変更に基づく修正が1点ございます。コンプライアンスについては、これまで以上にしっかりと評価をしていくということで、年度計画が変わっておりますので、評価基準もそのように変わっております。

3ページ目は以上です、5ページ目に移っていただけますでしょうか。

こちらは年度計画が変更されたことに伴う修正が2か所ございます。

1点目は、教育者・青少年向けに役立つ情報の発信ということで、もともと昨年は青少年向けページを作成することが評価指標となっておりますが、今年はこのような内容となっております。

その下ですが、北方四島との交流事業ということで、こちらは四島在住のロシア人の受入れ事業を北対協はやっておりますけれども、これまでの分科会におきまして、ロシア人からアンケートを行ってはどうかという御指摘を受けておりましたことを踏まえ、年度計画が変更されたとともに、評価基準もこのように変更しております。

6ページに行きまして、四島交流に使用する後継船舶の調達に関する評価項目です。昨年度は年度計画におきまして、業者の公募、選定、契約ということが求められておりましたが、今年度は年度計画を踏まえて、このような業務の進捗状況が評価基準ということになっております。

7ページに移りまして、北方領土関連資料情報発信事業に対する支援についてです。こちらは昨年度の年度計画ですと、歯舞諸島と色丹との保存資料の作成というものが計画になっておりましたが、今年度は支援のみということになっておりますので、それを踏まえて評価基準なども変更しております。

8ページ目に移っていただきますと、こちらは融資事業の関係になります。

融資事業に関するリスク管理債権についての項目でございます。

1点目は、評価基準の比率が、これまで平成18年度末平均から、今年度は平成19年度末平均を用いることとなりますので、それによる数字の修正になります。

2点目は、参考資料3にも今回付けておりますが、共管である農林水産省の独法評価委員会の水産分科会の方から、リスク管理債権の増加抑制というのを指摘されてまいりました。こちらは参考3の1枚紙になっております。リスク管理債権の増加が見られることから、今後、抑制に向けてより積極的な回収・管理体制を整備することが望まれるなど、そのようなことが書いてありますので、こういうことを受けまして、リスク管理債権の増加抑制に向けた取組というものを評価基準に1項目加えました。

次が最後になりますけれども、10ページ目、最後のページになります。こちらは施設及び整備に関する計画というところですが、平成21年度の補正予算におきまして、北対協が運営する、北海道根室市にございます北方館という啓発施設と、北海道の別海町にあります別海展望塔の2つの施設の改修費用が措置されました。それを受けて新たに設けられたものです。

こちらは平成21年度の補正予算で措置された分につきましては、昨年9月の政権交代の後に、独法の施設整備費は原則執行停止という政府方針になりましたので、一部を除いて執行停止になっておりまして、平成22年度の予算で、残りを改めて措置という形になっているんですが、今回の評価については、平成21年度分の進捗状況について評価をしていただくというものになります。

御説明は以上でございます。

○上野分科会長 ありがとうございます。資料3の項目別評価表につきまして、いろいろ細かい評価指標の追加等々がございますが、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

○大森委員 2点気がついたことがあります。

まず、契約について新しく入れた2ページのところですが、このうち「下限を国と同様の基準」という言い方と、その下が「基準を国と同額の基準」としているんだけど、これは総務省の方から「同様の基準」とか「同額の基準」と書けと言われてるんですか。それと同じにしなければいけないということですか。

○田原事務官 同じにしなければならないとは言われていません。

○大森委員 だから、普通に考えると「少なくとも」ではないんですか。「少なくとも国と同様の基準」として、下を「少なくとも国と同額の基準」とするのではないですか。それで努力の余地があるのではないですか。

○田原事務官 国よりも更に優れた基準にするということですね。

○大森委員　そうです。私たちのような評価する立場からすれば、少なくとも基準を満たしていればいいということになるんだけど、それ以上頑張ったことに評価できるという趣旨ではないかなと思うんです。これだと、ぴったりしなければいけないという表現になりますね。

○田原事務官　そうですね。

○大森委員　それが1つと、もう1つ気がついたことは、8ページの黄色のところです。その下の「最近数年間の協会のリスク管理債権比率の推移を踏まえて」とあって、この「最近数年間」というのがアバウトなんです。一応こちらの方としては、この数年間の実績を述べてくるでしょう。その数年間は議論の余地がありますね。数年間だから、ここ2、3年のことなのか、数年間というのが評価の基準に据えていて、細かい点で間違いではないんだけど、基準の表記の仕方として「数年間」というのはアバウトでしょう。ちょうど結果として照らし合わせると、この表現はいい年度だけ取るという余地を予測させるから、そんなつもりはないと思うんですが、意地悪い人が読むとそう読めるでしょう。これは何か工夫がないのかなというのが私の素朴な疑問です。

以上、2点です。

○上野分科会長　1点目の件については、参考資料2「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」の文書に多分文言を合わせているんですね。

○田原事務官　それをそのまま写してあります。

○上野分科会長　ここの①が「公告期間の下限を国と同様の基準とすること」、②が「指名競争入札限度額を国と同額の基準とすること」となっていて、それをそのまま張り付けている感じですね。ですから、別に同じにしなければいけないことはないですね。

○田原事務官　求められているわけではないです。

○大森委員　ここだけの話だけでも、同じになるものですか。頑張るともうちょっと変わり得るものですか。「少なくとも」と入れておくと厳しいんですが、達成していれば大丈夫だね。だから、もともとこの表記があるということは、これはできるということになると、評価基準は少しきつめに出すけれども、ちゃんとやりましたよということになりますね。そういう趣旨ですね。余計なことを書かない方がよければ、それは入れずにこのままにする。

○上野分科会長　文言として具体的に考えると、例えばこの2つ目ですと「公告期間の下限を少なくとも国と同様の基準としているか」と「少なくとも」を入れる。3つ目のところでは「指名競争入札限度額を少なくとも国と同様の基準としているか」。5つ目も出てきまして「省略できる基準を少なくとも国と同額の基準としているか」ですかね。

○大森委員　だから、もし何も入れないと、私たちが審査をするときに、それ

と同じものでなければいけないということになるんだね。ぴたっと同じものになっていないといけない。ちょっときついのではないかと思うんだけどね。

○上野分科会長 「同様の基準」という言葉は、ややちょっと幅がある感じですが、少なくとも5つ目の「同額」というのはかなりはっきりしていますね。

「同様」というのは、若干の幅はあるような言葉ですけれども、5つ目の「同額」というのはね。

○大森委員 今回初めてということであれば、わからないから、今年度は直さないでこの通りやってみて、次年度に再考ですかね。

○田原事務官 今回初めてのものです。

○大森委員 初めてなので、総務省、国の基準がこうなっているわけだから、あまり余計なことを言わないで、このとおりにやってみて、もし何か不都合が起こったりすれば、少しコメントを書いて次年度に向かって出してあげればいいでしょう。

私は気がついただけですから、このとおりで結構です。

○上野分科会長 では、2ページの書きぶりについては、先生の御意見は、一応ノートテークしておくということで、今回はこれで見させていただくことにしましょう。

他に何かありますか。

○大隈委員 3ページのコンプライアンスのところなんですけれども、これは「会計監査人からの意見を聴取しているか」とありますが、これはこれで意見を単に聴いておしまいになってしまいますか。

○田原事務官 年度計画で「聴取することとする」と書いてありまして、それを受けて「聴取しているか」という、年度計画の内容をちゃんとやっているかというところを書いたわけです。

○大隈委員 多分、でも財務諸表監査の枠内における会計監査人からの意見ということは、内部統制に関する何らかのことですね。ここはとりあえず、会計監査人の意見を聴くことになるんですか。何かそれはちょっと。

○石川委員 それをどうしたかということですかね。

○大隈委員 そうだと思うんですよ。単に聴くのはだれでもできますよ。

○大森委員 それで何なのとなってしまいますね。

○大隈委員 多分これで改善事項なり、何かがあったら、それを検討していくことになると思うんですけども、聴くだけで評価基準を聴いているか、はい聴いていますでおしまいですね。もうちょっと加えていただきたいなという気はするんですがね。

○田原事務官 例えばその指摘事項について検討策などを。

○大隈委員 そうですね。改善までは、時間的に会計監査人のあれもあります

けれども、内部統制ですから、多分期中でそれも出てくるのかなとは思いますが、ただ時間的制約があるとしたら、改善まではいかないかもしれませんが、受け身で単に聴くのではなくて、何らかのこちらサイドの法人のアクションが欲しいですね。

○田原事務官 それは何らかの聴取した上でのアクションというのを具体的に検討などしてみると。

○石川委員 大隈先生がおっしゃっているのは、多分先ほどの資料2の業務の効率化の内部統制、ガバナンスの強化についても関わってくると思われるので、これが新しく入ったということは、何か意図があるというか、そこの会計監査人の意見を聴取して、何らかのアクションを起こすというか、恐らく会計監査人が適正な内部統制、ガバナンスの強化についての意見を述べられるということ想定して設けられていると思うので、多分その続きで出てきているのかなと思います。

○大隈委員 そうですね。多分これは上場企業のJ S O Xの、まだ非営利とかも入ってはいないんですが、それをちょっと受けているのかなという気もします。だから、とりあえず「聴取し検討しているか」でもいいんですがね。

○田原事務官 そうですね。具体的な文言は検討いたします。

○大隈委員 お願いします。

○上野分科会長 「検討」ということでいいのか、あるいは「聴取し、具体的な措置を講じているか」ですかね。「検討」ですか。

○大隈委員 ただ、内部統制の場合、組織に関わるものだと、急激にはできないケースはあろうかとは思いますが、内部統制をしようとするとう広がるので、それが職務分掌とかに関わってくると、規程の改定時になるケースもあろうかと思うんです。そうすると、そこまでアクションがいけるかどうかというのは、どういうのが指摘で上がるかによるとは思うんですが、でも進んだ方が良いのは事実なので、「検討」だと「検討しているよ」と言ったらおしまいになってしまうと言えそうですね。

○大森委員 世間で言う気づきなんですね。だから、聴取して、わかりましたと。それはしかし、これとこれとこういうところを次年度に向かって直す必要があるならば、その後の措置は直しますということになるんですね。

だから、聴取して、対処までできますかね。

○大隈委員 場合によってはできるものもあると思うんですね。ただ、すべてできるかという、それは難しいケースもあると思うので、そうすると当年度で対処できなかったからだめというには厳しすぎると思うんです。

○大森委員 それは難しいですね。「必要な対応を検討したか」ですかね。対応そのものではなくて、対応を検討する。

○大隈委員　そうですね。

○大森委員　「必要な対応を検討したか」ならば、できることはやるし、少し先延ばすことも可能という言い方ですかね。

○上野分科会長　では、今のところですが「会計監査人からの意見を聴取し、必要な対応を検討したか」。

他に何かございますでしょうか。

○石川委員　すみません、ちょっと教えていただきたいんですけども、6ページの後継船舶の確保のところで、昨年度のヒアリングの際に、この部分を技術的な何かがあって遅れたとか。それと同じ事業で、それで今年度分の業務の進捗状況をまた評価するというところでよろしいわけですね。

○間瀬理事長　そうです。平成24年度共用開始ですから、まだ3年ぐらいあるわけです。だから、ずっと継続しているものでございます。

去年は、いわゆる入札をして、船を確保、すなわち船をつくって、運航してくれる業者を決めることを去年までにやると言っていたのが、諸般の事情で遅れて、実際にはもう終わっているんですが、その後も、今度は船がちゃんと造られているかどうかとか、それに付随する契約の整備等が進んでいるかという作業がどんどん進んでまいりますので、そのことで業務の進捗状況ということをおっしゃっています。

○石川委員　今年度分の進捗状況を確認するということですね。

○間瀬理事長　これはそうですね。

○岩崎事務局長　21年度分の確認です。

○石川委員　わかりました。

○上野分科会長　他に何か御意見、御質問等ございますか。

それでは、幾つかいただきまして、先ほどのコンプライアンスのところは読み上げましたが、そういう形で修正させていただきたいと思っております。

他になれば、他の部分についてはこれでやるということによろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○上野分科会長　ありがとうございました。

それでは、続きまして、先月退職されました楊井専務理事の退職金の業績勘案率の審議に移りたいと思っております。

○岩崎事務局長　お手元の資料4、5、6の3種類を使いまして、御審議をお願いしたいと思います。

資料4でございますが、役員の退職金につきましては、そこに書いてありますが、平成15年の閣議決定で業績勘案率をお決めいただいて、その率によって退職金を計算するということになっております。算定に当たりましては、基

本的な考え方の部分でありますけれども、在職期間に対応する年度評価。後ほど出てまいります、楊井専務が在職いたしました期間の20年度と21年度の年度を両方挟みまして、20年7月20日から本年の1月31日までということになりますので、両年度の専務として担当いたしました職務の評価の業績、まさに評価AとかBというものですけれども、その御評価をいただいて、点数を出すという仕組みになっております。

資料5をご覧くださいと思います。2ページの別紙と書いた部分でありますけれども、ここに業績勘案率の算定期間ということで、ただいま申し上げました20年7月20日から就任をいたしまして、本年1月31日に退職をされております。20年度は「8月12日」ほどございます。21年度が「10月」ございました。

算定方法の(1)であります、各事業年度の基準値ということで、平成20年度だけ数字を入れて計算いたしております。この計算の基になりますのは、3ページをご覧くださいと思います。「楊井前理事在職時における評価結果」ということで、平成20年度は既に御評価をいただいております。札幌に在勤いたしまして、御担当いただいた項目が4ページに実績ということで並べておりますが、融資事業ということが主な業務になっております。ここで4項目が評価対象になったわけでありまして、評価といたしましては、それぞれ4つ項目ともAということで御評価をいただいております。

先ほどの別紙にお戻りいただきますと、Aという評価は点数が4点ということになります。事業年度の評価ごとに点数化ということで、Aプラスが5、Aが4、Bが3、Cが2、Dが1ということでありまして、この計算式でそれぞれ計算をしていきますと、1.0という基準値が出てまいります。これが20年度の評価ということになるわけでありまして、ただいま申し上げました10月ほど、21年度の事業がございまして、これが次の資料6でございまして、21年度は先ほど見ていただきました評価表の中で評価をいただきますので、専務に関わる部分だけ申し上げました融資事業の関係であります、資料6ということでまとめてあります。

最後のページをご覧くださいと、評価の対象であります。

1つ目は融資の説明・相談会の充実強化ができたかということでありまして。

2つ目はリスク管理の縮減ということで、数値目標を立てております。19年度末平均の金融機関のリスク率は3.11であります、これ以下にするという目標を立てておりますが、2.50ということで、評価としてはできたのかなと思っております。

3つ目は研修会の開催ということで、必要な研修会は既に実施をしたところでございます。

お戻りいただきまして、2枚目、3枚目に、この詳細を書きました21年4月1日から本年1月31日までの専務としての実績を4項目ほどにまとめさせていただきます。それぞれ説明会でありますとか、リスク管理でありますとか、研修会の開催でありますとか、既に実施をし、あるいは数値も目標値よりも低くなっております。したがって、本日御審議いただきます21年度の前専務の業績実績であります、Aということをお願いができると思っておりますが、これに基づく業績勘案率の基準値、資料6の1ページであります、基準値は1.0ということをお願いをしたいと思っております。

これに基づきまして、先ほどの資料5の別紙の部分であります、20年度が1.0、ただいまお願いをいたしました21年度が1.0ということで、就業期間中の業績勘案率をトータルいたしまして1.0ということで御審議をいただければということでございます。

資料につきましては、以上です。

○上野分科会長 ありがとうございます。

退職金算定の流れを事務局の方でお願いします。

○田原事務官 先ほどもご覧いただいたかと思いますが、資料4にあります内閣府の独法評価委員会決定にありますが、こちらによれば北対協の分科会、各分科会において当該役員の在職期間に対する年度計画評価を基に審議して、今日決定いただくわけですけれども、その後、内閣府独法評価委員会の親委員会で報告後、閣議決定に基づきまして、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会に通知しまして、最終的には同委員会からの意見を踏まえて、内閣府の親委員会で決定するという流れになっております。

以上でございます。

○上野分科会長 ありがとうございます。

今の説明につきまして、何か御質問等がございましたらお願いします。

○大森委員 これは今まで別紙のZのところですが、後ろの方にあるんですが、一応従前こういうやり方があったのかどうかは覚えていないのでお聞きしているんですが、Yの方はもう明確ですね。

○岩崎事務局長 はい。

○大森委員 Zについてはそれが今の段階でできにくいわけですね。

○岩崎事務局長 このZは、仮に御評価いただいたとして、1.0を仮に置かせていただきました。

先ほど申し上げました別の資料6で専務が仕事をした期間の実績をまとめました。これが左の方の計画に対する実績がまっとうできているか御評価を本日いただくということになります。

○大森委員 この算定はいつまでに決めなければいけないんですか。つまり、

Zは。

○岩崎事務局長 21年度評価全体の評価をしていただきますのが、今年の7月か、夏時期になります。退職金でありますので、実は早めにというところがあって、その部分だけ引っ張り出して仮定をする。その段階までの担当した業務の御評価をいただくというのが今までのやり方になっております。

○大森委員 今まではそういうやり方をとってきたんですか。

○岩崎事務局長 はい。

○大森委員 他に何人いるんですか。

○岩崎事務局長 私どもはこれで3人目になりますか。

○大森委員 そうですか。

○上野分科会長 夏まで待てないという話ですね。

○大森委員 そうすると、この評価をしなくてははいけませんね。評価ができれば、その数式が出てきますか。

○岩崎事務局長 仮にAとなれば、そのまま方程式がありますので。

○大森委員 これにこれをかければいいんですね。

○岩崎事務局長 資料6の2枚目、3枚目に実績がありますけれども、例えば融資相談業務を計画10地区でやるというものが、この期間に10地区で11回できましたという数値が出ておりますのと、関係金融機関との連携強化ということで、それぞれ漁業協同組合担当者あるいは実務担当者等々との打ち合わせを4月にやるという計画を立てましたが、既にこれもできておりますというのが実績まとめベースでいただいております。

次のページであります、リスク管理です。先ほどちょっと簡単に申し上げてしまいましたが、計画では平成19年度の全国の金融機関のリスク率よりも下げるといいますか、率を抑えるということで、この実績の3つ目の枠に、平成20年は2.65ということで、これも収まり、12月31日現在という一番上の行でありますけれども、2.50ということで、3.11以外なっておりますので、達成できたということになっております。

一番下の項目4つ目であります、研修会の開催ということで、これも21年5月に、そこに実績でまとめさせていただきましたが、計画どおり終了をしております。

○上野分科会長 資料6をご覧ください、Zの数字、係数ということになるのでしょうか。Aであれば1.0となるということで、北対協の方としては、1.0にしたいということで、A評価をいただきたいということですが、それによろしいかということかと思えます。

○大森委員 全体ではなくて、理事に関わる項目なんだけれども、そこについては今日評価をして、Aと評価してしまうと、全体の評価を思うと、あらかじ

めこの項目については評価してしまうということですか。何となく世間常識的に見ると、何か変だと思いますが、今までやってきたんですかね。

○岩崎事務局長 はい。

○大森委員 つまり、全体の評価の中で専務理事さんが担っていた仕事がちゃんとできたかどうかということで、初めて全体の評価が可能になるわけですね。

○岩崎事務局長 年度を通して、たとえ交代しようと、先生がおっしゃるように、多分年度の評価はそういうことになると思います。

ただ一方で、退職金ということもありますので、これが果たしてどうかということもありますのでね。

○大森委員 本人のお立場に立つと、まず評価できた部分は出しますと。全体評価が終わったときに出しますというのは駄目なんですか。

○岩崎事務局長 この制度が 16 年からスタートしていますが、分科会でお決めいただく、あるいは親委員会に御報告いただく。

○大森委員 こういうことは分科会全体の評価作業と、そうではないような事態が出てきたときには、便法措置としてやってきたわけですね。

○岩崎事務局長 そうです。

○大森委員 そうすると、最初から想定していなかったことになる。きちんとある時期まで終わって、その段階で何かできるのが自然な姿なんだけれども、いろいろ個別ケースでそうではないケースが生まれる。その都度柔軟にこうやって前倒しして評価をして、決めてしまうということになる。

どこかに何か手がかりがありますか。

○田原事務官 退職した日に属する事業年度における年度評価がなされていない場合、年度評価がまだ終わっていないけれども、出さなければならない場合は、在職した期間の法人の業務実績の状況や前年度の業務実績との比較などにより数字を出していただく。

○大森委員 どこに書いてありますか。

○田原事務官 資料4の2.の(1)の「ただし」というところです。

○大森委員 なるほど。ちゃんと根拠がありますね。わかりました。これを適用するということですね。

○田原事務官 はい。

○大森委員 了解しました。

○岩崎事務局長 よろしく申し上げます。

○上野分科会長 今、事務局の方から御説明いただいた資料4の2.の(1)の算定方法のところのただし書きで書いてあるんですが「当該年度の当該役員が在職した期間の法人の業務実績の状況、前年度の業務実績との比較などにより決定する」ということで、前年度Aという評価が既にこれは確定しているわ

けですが、今年度については、おっしゃるとおり、最終的には今年の夏に出るのですが、途中の段階で2. の(1)の考え方に基づいて、現時点での評価をとりあえず出さないと、退職金が執行されないということだと思います。

もう一度戻りますが、資料6をご覧ください、それで北対協としてはA評価をいただきたいということなわけですが、それでいかがでしょうかということになります。

○渡邊委員 採決するんですか。そういう意味ではないですか。

○上野分科会長 ここでやはり決めないといけないですね。

○渡邊委員 私はAでよろしいですよ。

○上野分科会長 私も全体としては、Aでよろしいのではないかなと思います。何か御意見ありますか。それでは今年度の部分は1.0、全体としての率も1.0ということよろしいですか。

ありがとうございました。それでは、この業績勘案率の案について、3月16日の親委員会の方で資料を配布させていただきます。

それでは、この件については終わります。

次に、事務局から、北対協の業務運営並びに財務及び会計に関する命令の改正について御説明をお願いいたしたいと思います。

○田原事務官 資料7をご覧くださいませでしょうか。こちらが北対協の業務運営並びに財務及び会計に関する命令の一部改正についてというものですけれども、こちらの命令といいますのは、北対協の業務運営、財務、会計に関する細目を規定しておりまして、内閣府と農林水産省の共管の命令というものでございます。

こちらはなぜ改正するかといいますと、昨年7月に独立行政法人北方領土問題対策協会法、北対協法が改正されまして、本年4月1日から施行されることとなっております。

主な改正内容としては、北対協の業務として交流事業、すなわち北方四島とのビザなし交流が追加されたということを受けて、こちらの命令の方で業務方法書に記載すべき事項として規定しておりますところに交流事業を追加することによってございます。

2枚目に改正のポイントということで、非常に簡単なものなんですけれども、このように業務方法書に記載すべき事項というところに「協会法第十一条第二号に規定する交流等事業に関する事項」というものを記載せよということを追加するものでございます。

改正点はこの1点のみとなっております、本年の4月1日施行を予定しております。

これに伴いまして、業務方法書の改正が行われますけれども、これについて

は北対協から後ほど御説明をお願いしたいと思います。

命令についての御説明は以上でございます。

○上野分科会長 ありがとうございます。

続きまして、北対協の方から、中期計画、業務方法書及び長期借入金償還計画の変更について、説明をお願いしたいと思います。

○岩崎事務局長 資料8をお願いしたいと思います。

平成20年度から第2期の中期計画を立てておりますが、この中で最初に2ページ目をご覧いただきたいと思います。予算の関係で、この中期計画の変更をお願いしたいと思っております。変更後と現行ということで比べておりますが、7.のところであります。(1)施設及び整備に関する計画ということで、現行はその枠の中ではありますが、北方館の改修の経費、別海展望塔という建物がございしますが、同じく改修の経費。

実は、21年度補正予算でそこに数字がありますが、北方館1億1,000万、別海1億1,200万という整備費補助金をお認めいただきました。その後、政権が代わりましてから、この補助金が一旦凍結というのでしょうか、元に戻すという閣議決定がなされ、一度これがゼロになったときがございします。しかしながら、両啓発資料、施設は築30年も経つ施設になっておりますので、22年度予算で改修費を改めて要求させていただきました。

その結果、左の「変更後」であります。北方館につきましては7,900万、別海につきましては6,400万ということでお認めをいただいたところでございます。

1ページにお戻りいただきますと「1.背景」ということで、そこに書かせていただいておりますが、申し上げましたとおり、2つの改修経費をここで認めいただきましたので、2つ目の中期計画の変更箇所、予算、収支計画、資金計画の部分につきまして、ただいま申し上げました予算額を入れた形で中期計画の変更をお願いしたいと思っております。

施設整備の内容は、1ページの参考の部分におおよその工事内容を書かせていただいておりますが、北方館が昭和55年の建築、別海が昭和57年の建築ということで、御承知のとおり大変海に近い建物でありますので、塩害が大変ひどくて、細かい修理はしておりますけれども、外壁や窓、サッシ等がかなり傷んでおります。1ページの参考の部分に、それぞれ建物の改修工事のおおよそのところを書かせていただきましたが、これらの予算を22年度お認めいただいたということで、中期計画を変更させていただくということでございます。

これが資料8です。

続けてよろしいでしょうか。

○上野分科会長 どうぞ。

○岩崎事務局長 次に、資料9であります。業務方法書です。ただいま田原さんからお話がございましたが、資料9の1ページでございますが、業務方法書の一部改正もお願いをしたいと思います。

変更事項ということで、4つほどございます。

1つ目が、協会業務に北方四島交流事業の担当業務として明文化をする。

2つ目が、北方地域元居住者の定義の見直し。

3つ目が、条ずれが生じますので、形式的な改正がございます。

4つ目が、業務方法書を毎年度4月と10月に貸付利率の変更をさせていただいております。これらの一部変更というのがございます。

以上4点であります。変更内容であります。

1つ目が、協会の業務に北方四島交流事業を明確化する。略称で恐縮ですが、北特法の附則の部分で協会の業務、これまでは国民啓発事業の附属事業ということで、四島との交流事業を実施いたしておりました。

先ほど石川先生からもありましたが、これから新船の調達。これはかなり長い期間の債務行為になりますので、その実施事業を明確にするということから、北特法の附則で四島交流事業を担当するということが明文化されたところでございます。これを入れ込んだものが1点。

2つ目は同じく北特法の中で、そこに書かせていただいておりますが、北方地域元居住者の定義が見直されております。北特法の援護の対象が、現在のいわゆるひ孫までが対象になりました。そのために昭和20年8月15日において、北方地域に生活の本拠を有していた者の子。有していた者、つまりは1世、その子2世までが北方地域元居住者ということになりました。それに従いまして、私どもの援護事業の対象の言葉といたしまして、業務方法書の中でも1世、2世をまとめた形で書かせていただきました。これが2点目であります。

協会業務の交流事業の明確化に伴いまして、1条立てができますので、条ずれが生じております。これにともなう形式的改正が3点目であります。

一番下の貸付利率の変更であります。恐縮ですが、資料9の最後から2枚目に、変更すべき点をまとめさせていただいた資料がございます。それをご覧いただきたいと思っております。

1つ目は、融資のメニューとして3点ありますけれども、それぞれ基準金利というものを設定し、私どもで低利融資をお貸しする利率をおよそ80%の設定水準にしております。これを4月と10月の直近というのでしょうか、そこでそれぞれ基準金利になる率の動性を見て、4月、10月でこの業務方法書の別表の部分を改正させていただいております。

1つ目は、住宅の関係でございます。これは住宅金融支援機構の「フラット35」ということで、この水準をとっております。2月2日で2.819という基準

値になっておりますが、これの8割でありますので、2.25にする。

2つ目は事業資金であります。漁業近代化資金の20トン未満漁船資金の利率が1月22日現在で1.70になっておりますが、私どもの同じ事業に対する低利融資1.36にするというものでございます。

3つ目は経営資金の関係であります。それぞれ1年以内あるいは1年～3年以内と分けておりますけれども、北海道の制度融資あるいは日本政策金融公庫の経営改善資金、それぞれ基準金利をとりまして、1年以内は1月7日だったと思っておりますが、1.50になっておりますので、これの基準をとりまして、1.20にする。1年～3年は1月15日に1.85に基準金利がなりましたので、北対協といたしましては1.48にするということでありまして、この別表改正をするというのが今回の業務方法書の内容であります。

以上、申し上げましたとおり、4点の改正でございます。よろしく願いをいたします。

次に、貸付の関係の長期借入金と償還計画、これは札幌の畠平上席の方から御説明をさせていただきます。

○畠平上席専門官 それでは、引き続き御説明させていただきます。

北方領土問題対策協会の平成22事業年度の長期借入金・償還計画について、資料10に基づき説明させていただきます。

協会法の第14条に、長期借入をする場合、独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならないと定められております。また、申請に当たりましては、独立行政法人北方領土問題対策協会の業務運営並びに財務及び会計に関する命令の第13条に申請に記載する事項が定められておりますので、この項目に沿って説明させていただきます。

まず、1番目の借入金を必要とする理由でございます。

当協会の主な業務の1つに、北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律に基づき行っております元島民等に対する事業及び生活の安定を図るための資金を低利で融通するという貸付業務がございますが、その貸付財源等に充てるため、金融機関からの借入れが必要となります。

なお、当協会の年間の総貸付枠は、業務方法書において14億円と定められておりまして、また22年度予算で認められております。

2の借入金の額ですが、22年度は14億円の貸出しを実施するためには、15億6,470万円の長期借入金が必要となります。

この内訳でございますが、基金10億円を担保として借入をしております有担保借入が2億5,470万円。また、その他の無担保借入が13億1,000万円。合計で15億6,470万円が必要となります。

借入予定先でございますが、長期借入金の安定した調達を図るため、21年度

から新たに借入先に加わっていただきました大地みらい信用金庫を含め、下記5機関から借入する予定でございます。

なお、大地みらい信用金庫にありましては、北方地域の根室管内1市4町唯一の信用金庫でございます。また協会の貸付資金を取り扱う委託金融機関として、協会発足当時より、長い付き合いをいただいている信用金庫でございます。

4の借入利率でございますが、有担保借入につきましては、0.6%。定期預金利率が現在0.1%でございます。これにプラス0.5を乗せたもの。合計0.6%で借入いたします。

無担保扱いでございますが、これはみずほコーポレート銀行発表の長期プライムレートを適用しております。現行利率が1.65%でございます。ちなみに、昨年度同期は2.25%ございました。

5の借入金の償還方法及び期限でございます。

償還方法は年賦元金均等償還。

償還期限は7年以内で償還してございます。

6の利息の支払方法と期限でございます。

支払方法は6か月ごとの後払い方式でございます。

支払期限は元金同様7年以内でございます。

次に、平成22年におきます長期借入金・償還計画でございますが、2ページの1.の表をご覧くださいと思います。

平成21年度末の借入残高見込でございますが、48億3,620万円。それに平成22年度の新規借入予定額は、先ほど説明したとおり15億6,470万円。同年の償還予定額が12億1,770万円。22年度末の借入残高見込でございますが、51億8,320万円。10億円の枠を全額貸付いたしますと、貸付残高は3億4,700万円が増加するという見込でございます。

なお、借入先、借入金額、償還金額等の詳細につきましては、3、4ページの表にまとめております。

次に、2.長期借入金の償還の方法及び期限でございます。

22年度に借入を予定しております15億6,470万円の償還金につきましては、2ページ目の2の表に示しましたとおり、毎年2億2,360万円を償還いたします。最終年度に2億2,310万円を償還することになっております。

以上、簡単でございますが、長期借入金の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○上野分科会長 ありがとうございます。

今、3つ説明していただいたんですが、1つ目が中期計画、2つ目が業務方法書、3つ目が今の長期借入金・償還計画なんですが、これらの変更につきま

しては、3月16日に開催されます独立行政法人評価委員会、親委員会の方で意見を聴くことが予定されております。

それでは、今後の予定につきまして、事務局の方からお願いします。

○**田原事務官** 最後に、資料11という1枚紙をご覧いただければと思います。

こちらは3月16日、先ほどもお話がありましたけれども、内閣府の独法評価委員会、親委員会がございまして。その際に、本日御報告させていただいた北対協の中期計画、業務方法書、長期借入金・償還計画について御報告させていただくということで予定しております。

先ほどもお話が出たかもしれませんが、独法の通則法に基づきまして、中期計画と業務方法書と長期借入金・償還計画は、独立行政法人の評価委員会の意見を聴かなければならないとされておまして、その意見を聴いた上で主務大臣が認可をするという性質のものでございまして、親委員会で改めて意見をお聴きするというところでございます。

また、本日もお話をいたしました財務会計の命令の改正について、また役員の退職金に係る業績勘案率についても、資料配布ということでお知らせをいたす予定でございまして。

3月下旬になります。北対協を共管しております水産分科会が行われる予定です。こちらでは財務会計の命令の改正、業務方法書の改定、長期借入金の償還計画の改定など、貸付業務に関わることについて報告を行うこととしております。

それ以降ですけれども、今年の7月、8月にそれぞれ分科会を開催させていただきまして、本日お決めいただいた項目別評価表などに基づきまして、21年度の業務実績の評価を行っていただくこととなります。

今後の予定は、以上でございまして。

○**上野分科会長** どうもありがとうございました。委員の方々、あるいは協会の方々から、何か御発言すべきことがございましたらお願いします。何かありますか。

それでは、以上で本日予定されていた議題はすべて終了いたしましたので、これにて閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。